

令和7年度（2025年度）北海道サービス管理責任者研修
北海道児童発達支援管理責任者研修 募集要項

株式会社さくらコミュニティサービス

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 受講資格（別紙11、別紙12、別紙13、別紙14、別紙15、別紙16）

下記、「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として該当する者。

【サービス管理責任者**基礎**研修】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する北海道内の指定障害福祉サービス事業所（開設予定を含む）においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、サービス管理責任者として必要な実務経験（別紙11参照）を満たす者及び実務経験を満たすまでの期間が2年以内の者。

【サービス管理責任者**実践**研修】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する北海道内の指定障害福祉サービス事業所（開設予定を含む）においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、上記サービス管理責任者基礎研修及び相談支援従事者研修（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け研修）を受講し、かつ両研修受講より実務経験2年を経過した者。

〔一定要件を満たす場合は、例外的に6ヶ月以上の期間で受講可能〕

【サービス管理責任者**更新**研修】

- ア）サービス管理責任者実践研修又はサービス管理責任者更新研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等若しくは障害児入所施設等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者。又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者。
- イ）更新研修受講開始日前5年間に於いて（ア）の業務に通算2年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事している者または従事しようとする者。

【児童発達支援管理責任者**基礎**研修】

児童福祉法に規定する北海道内の指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者であつて、児童発達支援管理責任者として必要な実務経験（別紙 1 2 参照）を満たす者及び実務経験を満たすまでの期間が 2 年以内の者。

【児童発達支援管理責任者**実践**研修】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する北海道内の指定障害福祉サービス事業所（開設予定を含む）において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であつて、上記児童発達管理責任者基礎研修及び相談支援従事者研修【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け研修】を受講し、かつ両研修受講より実務経験2年を経過した者。

〔一定要件を満たす場合は、例外的に 6 ヶ月以上の期間で受講可能〕

【児童発達支援管理責任者**更新**研修】

- ア) 児童発達支援管理責任者実践研修又は児童発達支援管理責任者更新研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等若しくは障害児入所施設等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者。又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者。
- イ) 更新研修受講開始日前 5 年間に於いて（ア）の業務に通算 2 年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事している者または従事しようとする者。

3 申込期間・研修日程・開催場所

日程 区分	研修種別	申込期間	講義日程 (eラーニング)	演習日程		定員
				開催日程	開催場所	
4月 日程	実践研修①	3月20日(木)～ 4月7日(月)	4月18日(金)～ 4月23日(水)	4月24日(木) ～25日(金)	オンライン	60 名
5月 日程	基礎研修①	3月25日(火)～ 4月15日(火)	5月3日(土)～ 5月16日(金)	5月19日(月) ～20日(火)	札幌市産業振 興センター	50 名
7月 日程	実践研修②	5月25日(日)～ 6月20日(金)	7月11日(金)～ 7月18日(金)	7月29日(火) ～30日(水)	札幌市産業振 興センター	50 名
8月 日程	基礎研修②	6月23日(月)～ 7月22日(火)	8月9日(土)～ 8月19日(火)	8月21日(木) ～22日(金)	オンライン	60 名
10月 日程	更新研修①	9月1日(月)～ 9月30日(火)	10月15日(水)～ 10月19日(日)	10月20日(月) ～21日(火)	日本福祉アカ デミー※①	30 名
11月 日程	基礎研修③	10月1日(水)～ 10月26日(日)	11月7日(金)～ 11月16日(日)	11月17日(月) ～18日(火)	札幌市産業振 興センター	50 名
12月 日程	実践研修③	10月27日(月)～ 11月20日(木)	12月10日(水)～ 12月14日(日)	12月15日(月) ～16日(火)	札幌市産業振 興センター	50 名
2月 日程	基礎研修④	12月15日(月)～ 1月25日(木)	2月9日(月)～ 2月17日(火)	2月19日(木) ～20日(金)	オンライン	50 名
	サビ管			2月24日(火) ～25日(水)	オンライン	50 名
	基礎研修④ 児発管					
3月 日程	実践研修④	1月30日(金)～ 2月23日(月)	3月11日(水)～ 3月15日(日)	3月16日(月) ～17日(火)	オンライン	60 名

※各日程の定員は、「サービス管理責任者」「児童発達支援管理責任者」の合計です。(2月日程を除く)

※令和8年2月日程「サービス管理責任者」「児童発達支援管理責任者」の演習日程は別日です。

※① 会場名は「介護.net事業協同組合実習室」です。

4 研修カリキュラム

『サービス管理責任者』基礎研修

別紙1の研修内容(カリキュラム)に基づき、下記の通り実施する

〔講義〕 受講方法： eラーニング 期間：14日間程度

〔演習〕 受講方法： 集合研修またはオンライン 期間：2日間

『児童発達支援管理責任者』基礎研修

別紙4の研修内容(カリキュラム)に基づき、下記の通り実施する

〔講義〕 受講方法： eラーニング 期間：14日間程度

〔演習〕 受講方法： 集合研修またはオンライン 期間：2日間

『サービス管理責任者』実践研修

別紙2の研修内容(カリキュラム)に基づき、下記の通り実施する

〔講義〕 受講方法： e ラーニング 期間： 3 日間程度

〔演習〕 受講方法： 集合研修またはオンライン 期間： 2 日間

『児童発達支援管理責任者』実践研修

別紙 5 の研修内容（カリキュラム）に基づき、下記の通り実施する

〔講義〕 受講方法： e ラーニング 期間： 3 日間程度

〔演習〕 受講方法： 集合研修またはオンライン 期間： 2 日間

『サービス管理責任者』更新研修

別紙 3 の研修内容（カリキュラム）に基づき、下記通り実施する

〔講義〕 受講方法： e ラーニング 期間： 3 日間程度

〔演習〕 受講方法： 集合研修またはオンライン 期間： 2 日間

『児童発達支援管理責任者』更新研修

別紙 6 の研修内容（カリキュラム）に基づき、下記通り実施する

〔講義〕 受講方法： e ラーニング 期間： 3 日間程度

〔演習〕 受講方法： 集合研修またはオンライン 期間： 2 日間

5 講師

講師については、別紙 17 参照

6 シラバス

研修シラバスは、弊社ホームページに掲載する。

株式会社さくらコミュニティサービス 日本福祉アカデミー

URL <https://www.nihonfukushi-academy.com/>

7 研修修了の認定方法・欠席の取扱い

研修修了の認定は、以下の研修内容を全て受講及び出席したものとする

- ・講義（e-ラーニングにおける講義受講+確認用テスト実施）
- ・演習（集合研修2日間の受講+習熟度チェック及び研修アンケートの提出）

※講義、演習に関する留意事項

◎講義（eラーニング）

- ・視聴可能なパソコン、インターネット回線により、講義日程期間で受講をする。
- ・受講（視聴）状況は、弊社システムにて確認します。講義日程期間内に受講完了できない場合は、演習（集合研修）に参加することが出来ないことと、受講を中止することとする。

○演習（集合研修）

- ・遅刻・欠席等受付時間までに来場できない場合は、決定通知書に記載の連絡先に連絡すること。
- ・欠席の場合は、当該研修日程の修了を不可とする。欠席者を対象とした補講開催はなく、途中退席の場合も同様で欠席扱いとし、修了できないものとする。

・体調管理は各自管理の上、参加すること。演習はグループワークが中心となるため、研修中の感染予防対策の案内に沿って受講すること。また、会場までの交通費及び宿泊費等の負担並びに手配については、各自又は各所属法人・事業所での負担とする。会場には公共交通機関利用での移動を推奨する。

○演習（オンライン研修）

・遅刻・欠席等開始時間までにオンライン接続できない場合は、決定通知書に記載の連絡先に連絡すること。

・欠席の場合は、当該研修日程の修了を不可とする。欠席者を対象とした補講開催はなく、途中退席の場合も同様に欠席扱いとし、修了できないものとする。

・事前に案内する受講番号などを必ず氏名と併せて表示して参加すること。演習はグループワークが中心となるため、研修中の画像・音声については案内に沿って受講すること。また、オンライン接続に関する環境については、各自又は各所属法人・事業所での手配負担とする。

8 申込方法

弊社ホームページの研修申込ページにアクセスし、必要事項を入力の上送信する（申込期間厳守）

URL <https://www.nihonfukushi-academy.com/app/>

※申込期限内のみ受付とする

※必要事項を全て入力すること

※入力された情報に不備又は入力内容に矛盾がある場合は、申込を受付不可とする

※研修資料は、メールにて送付するため、受講者本人が確実に受領できるメールアドレスを入力してください

※オンライン開催に申込をする者は、顔写真付き身分証明書の提出が必要です

9 受講決定通知について

・受講者の選考については、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課と協議の上、申込者のサービス管理責任者等としての配置予定時期等を考慮して行い、当法人により受講可否を通知する（受講決定者には通知発送予定日に郵送の他、受講準備に関してご連絡する）

・申込受付期間内に申込のあった全ての方へ受講可否を通知し、通知発送予定日まで電話等による受講可否の問い合わせには回答しないこととする。なお通知発送予定日を5日以上過ぎても受講可否の通知が届かない場合は、事務局まで問い合わせすること。

・申込内容に虚偽があると認められた場合は、受講決定後であっても受講決定を取り消すことがある。

10 修了証

本研修を修了した者には、修了証を交付する。（再発行は行いません）

1 1 受講料、テキスト代金

○基礎研修	21,480円		
テキスト代金	3,520円(税込)	合計	25,000円(税込)
○実践研修	22,000円		
テキスト代金	3,520円(税込)	合計	25,520円(税込)
○更新研修	22,000円		
テキスト代金	3,520円(税込)	合計	25,520円(税込)

受講決定者には、受講決定通知書と振込先をご案内する。

(振込手数料は受講者負担とする。また受講料・テキスト代金の領収書は振込明細書とする)

研修開始日の10日前から当日までのキャンセルは返金を行いません。

※返金については、当社の都合により研修を中止した場合に限り受講料を返還する。

1 2 その他

新型コロナウイルス感染症等の影響により、北海道と協議の上、開催の中止又は日程の延期もしくは、実施方法・募集人数の変更等となる場合がある。

上記、感染症による影響以外で受講申込者が少数の場合も同様に、北海道と協議の上、開催の中止又は日程の延期若しくは、実施方法の変更などとなる場合がある。

(お問合せ先)

株式会社さくらコミュニティサービス 日本福祉アカデミー

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 事務局

〒001-0040 北海道札幌市北区北40条西4丁目2-7

TEL: 011-708-8294 E-mail: info@nihonfukushi-academy.com

本要綱は、令和7年4月1日より施行

本要綱は、令和7年5月19日に改正施行

本要綱は、令和7年9月19日に改正施行

(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件、障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所等の指定に関する問い合わせ)

各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課事業指導係

※札幌市内・旭川市内・函館市内に関しては各市役所

札幌市内：札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 011-211-2938

旭川市内：旭川市福祉保険部指導監査課 障害担当 0166-25-9849

函館市内：函館市保健福祉部指導監査課 障害等担当 0138-21-3925

空知総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0126-20-0109

石狩振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 011-204-5864

後志総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0136-23-1936

胆振総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0143-24-9841

日高振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0146-22-2559

渡島総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0138-47-9536

檜山振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0139-52-6650

上川総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0166-46-4982

留萌振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0164-42-8319

宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0162-33-2985

オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0152-41-0690

十勝総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0155-27-8518

釧路総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0154-43-9254

根室振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 0153-23-6915

別紙 1

令和 7 年度 サービス管理責任者 基礎研修カリキュラム

※演習は、1 日目 10:00～16:45 2 日目 13:30～16:40 予定となります。

	科目	内容	時間数
サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	サービス提供の基本的な考え方	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、I C F の視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等について理解する。	6 0 分
	サービス提供のプロセス	P D C A サイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	9 0 分
	サービス等利用計画と個別支援計画の関係	サービス等利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等、利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	9 0 分
	サービス提供における利用者主体のアセスメント	サービス提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障がい種別や各ライフステージ、各サービスにおいて留意すべき視点について理解する。	1 5 0 分
	個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	6 0 分
サービス提供プロセスの管理に関する演習	個別支援計画の作成	モデル事例を活用したグループワークにより、サービス等利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	3 1 5 分
	個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法	モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。	1 8 0 分

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

別紙2

令和7年度 サービス管理責任者 実践研修カリキュラム

※演習は、1日目 9:30～16:40 2日目 9:30～16:50 予定となります。

		科目	内容	時間数
E ラ イ ニ ン グ	障がい福祉の動向に関する講義	障がい福祉施策の最新の動向	障がい者福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
	多職種及び地域連携に関する講義	サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）	多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法）について理解する。	50分
		（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み	（自立支援）協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。 サービス管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための（自立支援）協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
演 習	サービス提供に関する講義及び演習	モニタリングの方法（講義・演習）	事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。 事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
		個別支援会議の運営方法（講義・演習）	・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等について講義により理解する。 ・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、サービス管理責任者としての説明能力を獲得する。 ・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議におけるサービス管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。	270分
	人材育成の手法に関する講義及び演習	サービス提供職員への助言・指導について（講義・演習）	サービス提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等に	90分

			より振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	
		実地教育としての事例検討会の進め方	事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 受講者が持ち寄った実践事例をもとに、事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。	120分
	多職種及び地域連携に関する講義及び演習	サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）	サービス担当者会議や（自立支援）協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。	110分

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

別紙3

令和7年度 サービス管理責任者 更新研修カリキュラム

※演習は、1日目 9:20～16:45 2日目 9:20～16:40 予定となります。

		科目	内容	時間数
動画 視聴	障がい福祉の 動向に関する 講義	障がい福祉背景 の最新の動向	障がい者福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
演習	サービス提供 の自己検証に 関する演習	事業者としての 自己検証 (演習)	グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
		サービス管理責任者としての自己検証 (演習)	サービス管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
		関係機関との連携(演習)	関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、(自立支援)協議会の役割を再認識する。	90分
	サービスの質 の向上と人材 育成のための スーパービジ ョンに関する 講義及び演習	サービス管理責任者等としてのスーパービジョン (講義)	サービス管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及びサービス提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	180分
		事例検討のスーパービジョン (演習)	事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。	60分
		サービス提供職員等へのスーパービジョン (演習)	事例を通じてサービス管理責任者等としてサービス提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	120分
		研修のまとめ (演習)	研修で得られた知識・技術を活用して、サービス管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめを行う。	60分

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

別紙4

令和7年度 児童発達支援管理責任者 基礎研修カリキュラム

※演習は、1日目 10:00～16:45 2日目 13:30～16:40 予定となります。

	科目	内容	時間数
児童発達支援管理責任者の基本姿勢と支援提供のプロセスに関する講義	支援提供の基本的な考え方	支援提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づく支援提供、連携の必要性等について理解する。	60分
	支援提供のプロセス	P D C Aサイクルによる支援内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分
	障害児支援利用計画と個別支援計画の関係	障害児支援利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点が障害児支援利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。 また、障害児支援利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内支援に重点を置いた計画であることを理解する。	90分
	支援提供における利用者主体のアセスメント	支援提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障害種別や各ライフステージ、児童発達支援等において留意すべき視点について理解する	150分
	個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	60分
支援提供プロセスの管理に関する演習	個別支援計画の作成	モデル事例を活用したグループワークにより、障害児支援利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	315分
	個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法	モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、障害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

別紙5

令和7年度 児童発達支援管理責任者 実践研修カリキュラム

※演習は、1日目 9:30～16:40 2日目 9:30～16:50 予定となります。

		科目	内容	時間数
E ラ イ ニ ン グ	児童福祉の動向に関する講義	児童福祉政策の最新の動向	児童福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
	多職種及び地域連携に関する講義	サービス担当者会議等における児童発達支援管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）	多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等における児童発達支援管理責任者の役割（相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法）について理解する。	50分
		（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み	（自立支援）協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。 児童発達支援管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための（自立支援）協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
演 習	サービス提供に関する講義及び演習	モニタリングの方法（講義・演習）	事業所のモニタリングについて、障害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。 事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
		実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）	・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等について講義により理解する。 ・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、児童発達支援管理責任者等としての説明能力を獲得する。 ・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議における児童発達支援管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。	270分
	人材育成の手法に関する講義及び演習	支援提供職員への助言・指導について（講義・演習）	支援提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 講義を踏まえて、受講者が事業所において実施して	90分

			いる助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	
		実地教育としての事例検討会の進め方	事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 受講者が持ち寄った実践事例をもとに、事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。	120分
	多職種及び地域連携に関する講義及び演習	サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）	・サービス担当者会議や（自立支援）協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。	110分

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

別紙6

令和7年度 児童発達支援管理責任者 更新研修カリキュラム

※演習は、1日目 9:20～16:45 2日目 9:20～16:40 予定となります。

		科目	内容	時間数
動画 視聴	障がい福祉の 動向に関する 講義	児童福祉施策の 最新の動向	児童福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
演習	サービス提供 の自己検証に 関する演習	事業者としての 自己検証 (演習)	グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
		児童発達支援管 理責任者として の自己検証(演 習)	児童発達支援管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
		関係機関との連 携(演習)	関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、(自立支援)協議会の役割を再認識する。	90分
	サービスの質 の向上と人材 育成のための スーパービジ ョンに関する 講義及び演習	児童発達支援管 理責任者として のスーパービジ ョン(講義)	児童発達支援管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及びサービス提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	180分
		事例検討のスー パービジョン (演習)	事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。	60分
		支援提供職員等 へのスーパービ ジョン(演習)	事例を通じて児童発達支援管理責任者として支援提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	120分
		研修のまとめ (演習)	研修で得られた知識・技術を活用して、サービス管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめを行う。	60分

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

別紙 7 (サービス管理責任者 実務経験要件)

サービス管理責任者の要件となる実務経験について、申込書中①～④の定義は次のとおり

「① 相談支援業務に従事」

→下記Ⅰの期間の通算で、要件は5年以上

「② 直接支援業務（有資格）に従事」

→下記Ⅱの期間の通算で、要件は5年以上

「③ 直接支援業務（資格なし）に従事」

→下記Ⅲの期間が通算で、要件は8年以上

「④ 国家資格等3年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」

→下記Ⅳの業務経験が3年以上あり、ⅠからⅢまでの期間が通算で、要件は3年以上
(以下「実務経験者」という)

①と②は合算可能。
要件は5年以上

Ⅰ

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

① ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業

- ・ 改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業
- ・ 改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業
- ・ 改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業
- ・ その他これらに準ずる事業

の従事者

② ・ 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所

- ・ 身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所
- ・ 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰

施設

- ・ 知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所
- ・ 社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
- ・ 発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター
- ・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

③ ・ 障害者支援施設

- ・ 児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設
- ・ 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター
- ・ 生活保護法第38条第2項に規定する救護施設及び同条第3項に規定する更生施設
- ・ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院、同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

- ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ④ ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 19 条第 1 項に規定する **障害者職業センター**

- ・ 同法第 27 条第 2 項に規定する **障害者就業・生活支援センター**

- ・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑤ ・ 特別支援学校

- ・ その他これらに準ずる機関

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑥ ・ 健康保険法第 63 条第 3 項に規定する病院若しくは診療所

の従業者又はこれに準ずる者

(社会福祉法第 19 条第 1 項 (社会福祉主事) 各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、Ⅳに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が 1 年以上の者に限る)

II

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・ 社会福祉法第 19 条第 1 項 (社会福祉主事) 各号のいずれかに該当するもの、
- ・ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
- ・ 児童福祉法第 18 条の 4 に規定する保育士、
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条第 1 項 (児童指導員) 各号のいずれかに該当するもの、
- ・ 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第 17 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)

が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「**直接支援の業務**」という。)に従事した期間

- ① 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害福祉サービス事業、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第 5 条の 2 第 2 項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第 63 条第 3 項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第 89 条第 1 項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項に規定する子会社 (特例子会社)、同法第 49 条第 1 項

第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（助成金受給事業所）その他これらに準ずる施設の従業者
⑤ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

III

IIの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

IV

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士
社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッ
サージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、
その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注）ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

別紙 8 (児童発達支援管理責任者 実務経験要件)

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について、申込書中⑤～⑧の定義は次のとおり

「⑤ 相談支援業務に従事」

→下記Ⅰの期間の通算で、5年以上かつ

当該期間からⅢの期間を除いた期間が、3年以上

「⑥ 直接支援業務（有資格）に従事」

→下記Ⅱの期間の通算で、5年以上かつ

当該期間からⅢの期間を除いた期間が、3年以上

⑤と⑥は合算可能

ⅠとⅡの期間通算で5年以上

かつⅢを除いた期間3年以上

「⑦ 直接支援業務（資格なし）に従事」

→下記Ⅳの期間が通算で、8年以上かつ当該期間からⅤの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上

「⑧ 国家資格等5年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」

→下記Ⅵの業務経験が5年以上あり、Ⅰ・Ⅱ・Ⅳの期間を通算した期間が通算で、3年以上かつ当該機関からⅢ及びⅤの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上

(以下「実務経験者」という)

Ⅰ

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者、又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

- ① ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業
- ・ 改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業
- ・ 改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業
- ・ 改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業
- ・ その他これらに準ずる事業

の従事者

- ② ・ 児童相談所
- ・ 児童福祉法第44条の2第1項に規定する児童家庭支援センター
- ・ 身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所
- ・ 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設
- ・ 知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所
- ・ 社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
- ・ 発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター
- ・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

③ ・ 障害児入所施設

- ・ 児童福祉法第 37 条に規定する乳児院
- ・ 児童福祉法第 41 条に規定する児童養護施設
- ・ 児童福祉法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設
- ・ 児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害者支援施設
- ・ 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター
- ・ 生活保護法第 38 条第 2 項に規定する救護施設及び同条第 3 項に規定する更生施設
- ・ 介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 29 項に規定する介護医療院、同法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター
- ・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ④ ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 19 条第 1 項に規定する障害者職業センター
- ・ 同法第 27 条第 2 項に規定する障害者就業・生活支援センター
 - ・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑤ ・ 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く）
- ・ その他これらに準ずる機関

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑥ ・ 健康保険法第 63 条第 3 項に規定する病院若しくは診療所

の従業者又はこれに準ずる者

（社会福祉法第 19 条第 1 項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、Ⅵに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が 1 年以上の者に限る）

Ⅱ

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・ 社会福祉法第 19 条第 1 項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当するもの、
- ・ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
- ・ 児童福祉法第 18 条の 4 に規定する保育士、
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条第 1 項（児童指導員）各号のいずれかに該当するもの
- ・ 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第 17 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）

が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排

せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「**直接支援の業務**」という。)に従事した期間

- ① 障害児入所施設、児童福祉法第36条に規定する助産施設、乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第1条に規定する保育所、同法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第40条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害児通所支援事業、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12条に規定する事業所内保育事業、同条第13項に規定する病児保育事業並びに同条第14条に規定する子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（助成金受給事業所）その他これらに準ずる施設の従業者
- ⑤ 学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

Ⅲ

老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等であるものが、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

Ⅳ

Ⅱの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

Ⅴ

老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる

る施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

VI

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士
社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッ
サージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、
その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した
日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した
日数が900日以上であることをいう。

別紙 9 基礎研修の受講対象者

以下のア又はイに該当する者であって、北海道内の指定障害福祉サービス事業又は指定障害児通所・入所支援事業所（開設予定含む）にて「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として従事しようとする者

（ただし、定員に満たず追加募集する場合は道外の指定障害福祉サービス事業所からの受講者も対象とする）

ア. 「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として必要な実務経験を満たす者

イ. 「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として必要な実務経験を満たすまでの期間が2年以内の者

サービス管理責任者の要件となる実務経験（別紙 1 1 参照） 及び、基礎研修受講の要件

	実務経験の内容	配置要件(ア)	基礎研修受講要件(イ)
①	相談支援業務に従事	5年以上	3年以上
②	直接支援業務（有資格者）に従事	5年以上	3年以上
③	直接支援業務（資格なし）に従事	8年以上	6年以上
④	国家資格等3年経験者であり相談支援業務、直接支援業務に従事	3年以上	1年以上

※詳細は別紙 3 又は「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18 年9 月29 日 厚生労働省告示第544 号)」参照

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験（別紙 1 2 参照） 及び、基礎研修受講の要件

	実務経験の内容	配置要件(ア)	基礎研修受講要件(イ)
①	相談支援業務に従事	5年以上(うち3年以上)	3年以上(うち1年以上)
②	直接支援業務（有資格者）に従事	5年以上(うち3年以上)	3年以上(うち1年以上)
③	直接支援業務（資格なし）に従事	8年以上(うち3年以上)	6年以上(うち1年以上)
④	国家資格等3年経験者であり相談支援業務、直接支援業務に従事	3年以上(うち3年以上)	1年以上(うち1年以上)

※ア及びイの「(うち〇年)」は、老人福祉施設等での実務経験を除いた年数

※「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24 年3 月30日厚生労働省告示第230 号)」参照

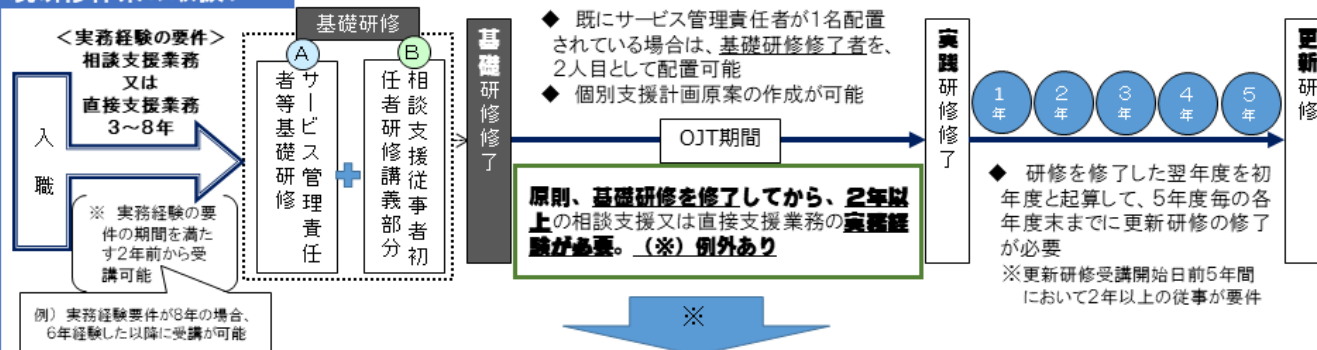
実務経験の考え方

- ・実務経験は、受講しようとする基礎研修の研修開始前月末までの期間を記載。
 - ・1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。
- 例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

サービス管理責任者研修等の受講の考え方について

現研修体系の取扱い

2023.9.21 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課作成



※OJT 6月以上で実践研修を受講する場合の要件

- ◆ 次の①～③の全ての要件を満たす必要があります。
- ① 基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う(原則、OJT開始前に届出)。

「変更届出書」を届出するケース

- ・やむを得ない事由による人員の欠如時以降、サービス管理責任者等として **みなし配置**する場合
- ・既にサービス管理責任者等が1名以上配置され、基礎研修修了者を、**2人目以上のサービス管理責任者等として配置**する場合

「個別支援計画原案作成従事者届出書」を届出するケース

- ・基礎研修修了者が**生活支援員等として配置されたまま**、サービス管理責任者等のもとで、個別支援計画の原案作成の業務に従事する場合。
(生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案作成の業務に従事する場合)

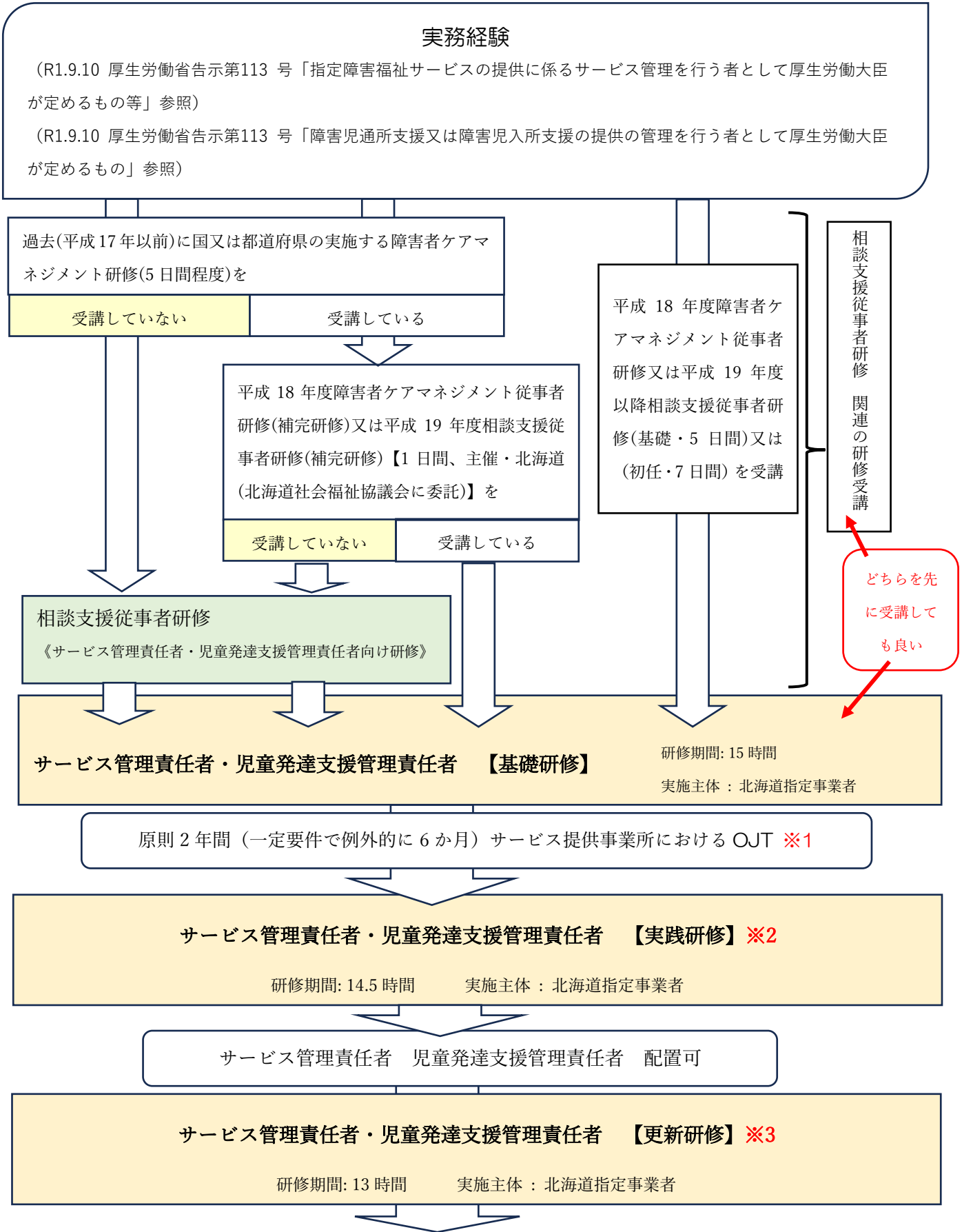
※ 留意事項

- 基礎研修修了者とは、「**㊤**: サービス管理責任者等基礎研修、**㊦**: 相談支援従事者初任者研修講義部分の両方を修了した者」。
- 基礎研修修了者となった日とは、「**㊤**と**㊦**の修了証の修了日のうち、後に受けた研修の修了日」。
- OJT(実務経験)期間の計算は、基礎研修修了者となった日の翌日から数える。
例) **㊤**の研修をR5.6.6に修了し、**㊦**の研修をR5.7.12に修了した場合、R5.7.12が「基礎研修修了者となった日」となる。
OJTの開始はR5.7.13から可能であり、その場合は、R7.7.12以降に実践研修が受講可能となる。
- 実務経験や研修受講要件等を満たさずに研修を修了した場合は、研修の修了を無効とする。

別紙 1 1

(参考) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る必要な研修の要件について

※基礎研修受講者とは「相談支援従事者研修初任者研修講義部分」及び「サービス管理責任者等基礎研修」修了者



※1 OJT実施6か月に関する一定要件は以下の内容を全て満たす必要がある。

- ・基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。
- ・障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。
- ・上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う（原則はOJT開始前に届出必要）

※2 2019～2021 年度の基礎研修受講者は、実務要件が満たされている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなす

※3 5年に1度受講必須 ※2024年から経過措置はありません。

〔2019年～2023年は6時間プログラムでも可能でした。〕

別紙 12

《令和7年度》 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 受講期間確認表

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、実践研修（旧体系受講者の場合は初回の更新研修）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、更新研修を修了する必要があります。

受講期間までに更新研修を修了しなかった場合は、改めて実践研修を修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できません。

実践研修（旧体系受講者の場合は初回の更新研修）修了年度別の更新研修受講期間は次のとおりです。

平成18年から30年度〈旧体系〉で修了した場合

初回更新研修修了年度	2回目更新研修受講期間	3回目更新研修受講期間	4回目更新研修受講期間
令和 元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度
令和 2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度
令和 3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度
令和 4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度
令和 5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度

※上記、令和元年に初回更新研修修了し、2回目更新研修を修了していない場合は、実践研修の受講が必要

令和元年度以降に修了した場合

実践研修 修了年度	1回目更新研修受講期間	2回目更新研修受講期間	3回目更新研修受講期間
令和 3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度
令和 4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度
令和 5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度
令和 6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度

※更新研修受講のためには、以下の①または②の要件が必要です。

受講要件	① 更新研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
	② 現にサービス提供責任者または児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員として従事している